

健診に行こう！

～健康と思っているからこそ健診を～

羽曳野市国民健康保険に加入されている40歳～74歳の方へ

だって…①
病院や診療所でいつも
薬をもらっているから…

①治療中の病気のほかに調子の悪いところがないか、年に一度は調べることが大切です。かかりつけの先生に相談してみましょう。



だって…②
去年は受けたから
今年は受けなくても…

②年をとるほど、新たに生活習慣病になる危険性も増えてきます。毎年健診を受けることで予防や早期治療が可能です。



特定健診

特定健診（メタボ健診）は、がん検診のように現在隠れている病気を見つけるだけでなく、将来、脳卒中や心筋梗塞などにかかりやすいかどうかを判定しています。したがって今、健康な人、何も症状がない人こそ、健診を受けるということが大切です。

だって…③
特に症状もなく
元気だし…

③高血圧や高脂血症は無症状です。しかし放置するとある日突然、心筋梗塞などをひきおこします。健診を受けることで自分では気がついていない危険を知ることができます。



健やかなあなたの未来を守るために…
症状がなくても健診を受けましょう！

問合せ：保険年金課 内線 1761

保険年金課の掲示板

柔道整復師の施術を受けられる方へ

○保険を使えるのはどんなとき

◆整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲および捻挫の施術を受けた場合に保険の対象になります。

○治療を受けるときの注意

◆単なる肩こり、腰痛などに対する施術は保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。

◆療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求をおこない支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このような方法により、多くの整骨院・接骨院などの窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。

◆柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行なうため、施術を受けるときには、必要書類に患者の方のサインをいただくことが必要となります。

◆保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険などの対象になりません。

はり・きゅうの施術を受けられる方へ

○保険を使えるのはどんなとき

◆主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症および頸椎捻挫後遺症などの慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。

○治療を受けるときの注意

◆保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。

マッサージの施術を受けられる方へ

○保険を使えるのはどんなとき

◆筋麻痺や関節拘縮などであって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに保険の対象となります。

○治療を受けるときの注意

◆単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象となりませんので、ご注意ください。

問合せ 保険年金課（内線 1740）

高額医療・高額介護合算療養費について

◆医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療など）と介護保険の両方に自己負担がある世帯で、1年間（毎年8月～翌年7月末）の自己負担額の合算額が高額になるとき、高額医療・高額介護合算療養費（定められた自己負担限度額を超える額）が支給となります。申請方法、必要な書類など詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 保険年金課（内線 1340）／高年介護課（内線 1395）

会社を退職されたとき

◆会社を退職された後、国保に加入するには、加入届が必要です（14日以内）。被用者保険（社会保険など）を任意継続加入された後、国保に加入される場合も同じです。加入手続きをお忘れないようにしてください。

◆「倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）」や「雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）」をされた方は、届出により（失業時点で65歳未満の方）平成22（2010）年度から国民健康保険料が軽減されます。

問合せ 保険年金課（内線 1760）